

社労連第66号
平成30年2月7日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造
(公印省略)

社会保険労務士の雇用保険関係届出の電子申請に係る照合省略について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営につきご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記照合省略につきましては、平成18年10月26日付社労連第391号「電子申請の利用促進に係る照合事務の省略について」により実施がなされてきたところです。

このたび、別添(写)のとおり、平成30年1月31日付職保発0131第2号「社会保険労務士の雇用保険関係届出の電子申請に係る照合省略について」が厚生労働省職業安定局雇用保険課長より通知されました。

同通知は、これまで雇用保険関係届出の電子申請の照合省略を希望する場合、都道府県労働局ごとに行う必要があった申出について、本年2月1日以降は、社会保険労務士会を通じ管轄労働局に申出を行うことで、全国の公共職業安定所における照合省略を希望する申出があったものと取り扱われることについて通知されたものです。

また、既にいづれかの労働局から照合省略の承認がなされている会員におかれましては、改めて申出を行わずとも、本年2月1日以降、全国の公共職業安定所に対する申請・届出について照合省略が可能となっております。

つきましては、雇用保険の照合省略に関する事務取扱及び申出書が別紙のとおり変更となりますので、当該取扱の会員への周知等、円滑な実施にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、『月刊社労士』及び連合会ホームページの会員専用ページに掲載することにより、会員への周知を図ることとしておりますことを申し添えます。

謹白

(担当:業務部 研修・事業課)

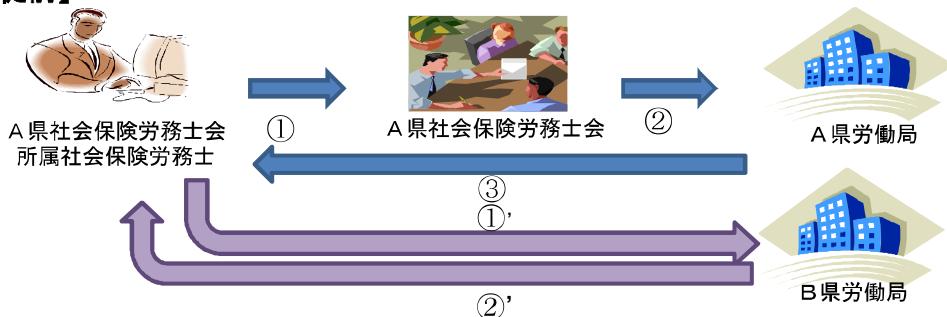
雇用保険の照合省略に関する事務取扱の変更について 【別紙】

○ 本年2月1日以降、照合省略を希望する社会保険労務士は、所属社会保険労務士会を通じ管轄労働局に対し申出を行い、管轄労働局がこの申出に対し照合省略が可能な社労士と判断して承認すれば、全国の公共職業安定所に対する申請・届出についても照合省略が可能となりました。
これまで都道府県ごとに必要だった①、②の手続が今後は不要となります。(既にいづれかの労働局から照合省略の承認がなされている社会保険労務士は改めて申出を行わざとも本年2月1日以降、全国の公共職業安定所に対する申請・届出について照合省略が可能となっております。)

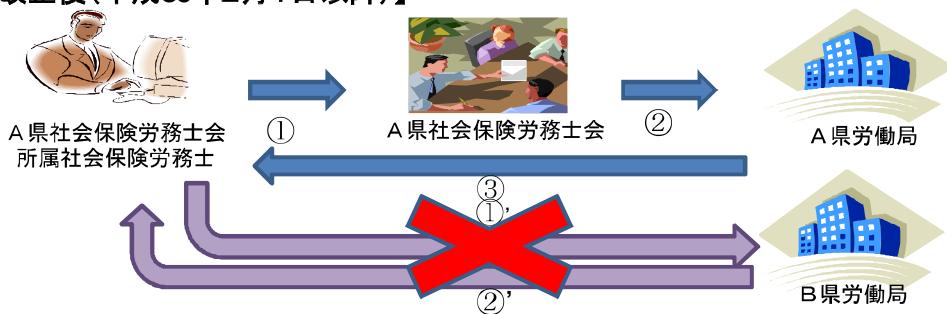
【従前の手続の流れ】

- ①:A県社会保険労務士会所属の社会保険労務士が、A県社会保険労務士会に申出書を提出する。
 - ②:A県社会保険労務士会は、申出書の原本及び一覧リストをA労働局に転送する。
 - ③:A労働局から社会保険労務士に、照合省略の対象社会保険労務士とする旨又はしない旨の通知を行う。
- ①':B労働局管内の事業所からの委託について照合省略の措置を希望する社会保険労務士は直接、B労働局に対し、申出書の提出を行う。
- ②':B労働局からの社会保険労務士に、照合省略の対象社会保険労務士とする旨又はしない旨の通知を行う。
- ※①'、②'の手続については、①～③の手続を行うことで今後は不要となります。

【従前】



【改正後(平成30年2月1日以降)】



電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書

(申出社会保険労務士) に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与することであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

平成 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所 _____

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

押印又は白筆による署名

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦(離職理由欄)を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

別紙2 (様式例5)

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成 年 月 日付けで申出のあった（申出社会保険労務士）に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成 年 月 日

（社会保険労務士） 殿

○ ○ 労働局職業安定部長 

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

別紙3（様式例6）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申出のあった（申出社会保険労務士）に係る委託事業所について、電子申請による申請・届出を行う際の確認書類の照合省略は、以下の事項のうち（　　）を満たさないため、これを認めないことを通知します。

- イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成　　年　　月　　日

（社会保険労務士） 殿

○ ○ 労働局職業安定部長 印



職保発 0131 第 2 号
平成 30 年 1 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

社会保険労務士の雇用保険関係届出の電子申請に係る照合省略について

平素より、雇用保険関係業務の運営に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会保険労務士（以下「社労士」という。）が雇用保険関係届出の電子申請の照合省略を希望する場合、社労士の所属する都道府県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）を通じ、当該社労士に係る委託事業所が所在する地域を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）ごとに申出を行っていただいているところですが、今後は、社労士会を通じ当該社労士会の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）に対し申出を行っていただくことにより、全国の公共職業安定所における照合省略を希望する申出があったものと取り扱うこととし、労働局に対し別添のとおり指示しておりますので、貴連合会におかれましては、社労士会及び会員への周知等について、よろしくお願ひします。

なお、今後は特に、管轄労働局に対する申出のみにより、全国の公共職業安定所における照合省略可能社労士となることから、社労士会においても、把握されている社労士の業務取扱状況を踏まえ、当該社労士が申出書の要件に該当しているか等確認の上、お取り次ぎしていただくようお願いいたします。

【別添】

事務連絡
平成30年1月31日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐

社会保険労務士の雇用保険関係届出の電子申請に係る照合省略について

業務取扱要領23303（3）ロに基づき、社会保険労務士（以下「社労士」という。）が雇用保険関係届出の電子申請の照合省略を希望する場合、社労士の所属する都道府県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）を通じ、当該社労士に係る委託事業所が所在する地域を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）ごとに申出を行わせる取扱いをしてきましたが、今後は、社労士会を通じ当該社労士会の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）に対し申出を行うことにより、全国の公共職業安定所（以下「安定所」という。）における照合省略を希望する申出があったものと取り扱うこととするので、下記のことにも留意の上、取扱いに遗漏のないようお願いします。

記

1 照合省略の対象とするまでの流れについて

本年2月1日以降、照合省略を希望する社労士は、管轄労働局に対し申出を行い、管轄労働局がこの申出に対し照合省略が可能な社労士（以下「照合省略可能社労士」という。）と判断して承認すれば、全国の安定所に対する申請・届出についても照合省略が可能とする。

なお、この取扱いに係るハローワークシステムの改修については、労働市場センター情報システム専門官より、平成30年1月26日付け事務連絡「ハローワークシステム（電子申請審査事務処理）の改修について」により通知している。

2 照合省略の申出様式について

本年2月1日以降、業務取扱要領23303（3）ロの社労士が照合省略を申し

出る際の様式例 4～6 を別紙 1～3 のとおりとすること。

なお、これらの取扱いについては、追って業務取扱要領を改正することとしている。

3 既に照合省略の承認がなされている社労士の取扱いについて

既にいずれかの労働局から照合省略の承認がなされている社労士については、改めて申出を行わずとも、照合省略の承認時に登録されている社労士の情報をもって、本年 2 月 1 日以降、全国の安定所に対する申請・届出についても照合省略が可能とする。

なお、既に照合省略の承認がなされている社労士が、今後照合省略承認に必要な情報として新たに求めることとしている「社労士登録番号」等の情報を改めて登録することを希望する場合（これまで e-Gov からの申請時に入力する「申請者の情報」として登録していた電話番号の変更があった等により、「社労士登録番号」や「電話番号」を改めて登録する場合等が考えられる）は、便宜的に記の 1 の別紙 1（様式例 4）を用い「社労士登録番号」等の登録を受け付けるものとするが、この場合、改めて承認する必要はないこと。

4 適正な取扱いを期することに疑義のある社労士の確認について

今後は、照合省略を希望する社労士が管轄労働局のみに対して申出を行うこととなるが、管轄労働局においては、他局における過去の届出実績等を十分に確認できない場合も考えられる。

このため、各労働局において、自局における過去の届出実績等から判断し適正な取扱いを期することに疑義のある社労士をリスト化する等自局内で共有し、担当職員が常時確認できる状態にしておくこと。

その上で、自局が管轄労働局として申出を受けた場合は、自局のリスト等を確認することにより、照合省略可能社労士とするか否か判断して差し支えない。

一方、他局が承認した照合省略可能社労士については、システムにより 3 か月に一回程度、照合省略可能社労士の登録状況を検索することにより、自局のリスト等に該当する社労士が登録されていないか確認するとともに、他局が承認した照合省略可能社労士からの申請・届出があった際に自局のリスト等に該当する社労士が確認された場合は、労働局を通じ当該社労士の管轄労働局に適宜情報提供すること。

情報提供を受けた労働局においては、事実確認の上、照合省略を可能とする要件を満たさないと判断される場合は、照合省略の承認を撤回すること。

別紙1 (様式例4)

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書

(申出社会保険労務士) に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

平成 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所 _____

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

押印又は自筆による署名

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦(離職理由欄)を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

別紙2 (様式例5)

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成 年 月 日付けで申出のあった（申出社会保険労務士）に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成 年 月 日

（社会保険労務士） 殿

○ ○ 労働局職業安定部長 印

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

別紙3（様式例6）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申出のあった（申出社会保険労務士）に係る委託事業所について、電子申請による申請・届出を行う際の確認書類の照合省略は、以下の事項のうち（　　）を満たさないため、これを認めないことを通知します。

- イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成　　年　　月　　日

（社会保険労務士） 殿

○ ○ 労働局職業安定部長 印